標 □ 319 號
697

□職工解雇ニ付質問ノ為メ会社ヲ訪問

横浜ドック株式会社争議調査報告（其五）

三月五日消　町田嘯記

□三月四日午後一時井山衛生課主任外一名ハ会社ヲ訪問　鴨井庶務課長ニ面シ左ノ如キ質問ヲナシ回答ヲ求メタルニ会社ヨリモ左ノ如キ回答アリ

第一、職工規則第何条ニ依リ解雇シタカ

第二、解雇職工ノ数ハ何ヲ標準トシタカ

第三、会社ハ解雇ヲ留保シテ置イテ今解雇シタ理由如何

右ニ対スル会社ノ回答文

一、今回ノ解雇ハ会社職工規則（第二十三条）ニ見ル懲戒解雇デアル

一、懲戒事由ヲ備ヘル解雇ナルカラ元ヨリ人数ヲ定メ得ベキ筋合ノモノデハナイ

一、併シ今回ニ限リ会社ノ好意上特ニ餞別ノ意味デ之ヲ支給スルノデアル

財團法人 協調會